

各都道府県水防担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室 水防企画官

## 要配慮者利用施設における水害対策に関するアンケート調査について（依頼）

平素より国土交通行政にご高配賜りお礼申し上げます。

国土交通省では現在、頻発する豪雨災害から安心安全な暮らしを守るため、流域内のあらゆる関係者が一体となって取り組む流域治水により、ハード・ソフトの両対策を推進しております。

水害時に避難に時間を要す要配慮利用施設に関する取り組みとしては、平成28年8月豪雨の岩手県小本川や令和2年7月豪雨の球磨川における高齢者利用施設の被害を踏まえ、水防法の改正により避難確保計画の作成や訓練報告を義務化するなど避難体制の強化を図ってきたところです。

また、上記とは別に地域特性や利用者の特性に応じた効率的かつ迅速な避難を行うため、個々の要配慮者利用施設においても施設の移転や改築・改良や浸水対策の強化などの水害対策が行われているところでもあります。

国土交通省では、これらの要配慮者利用施設の水害対策の取組実態を調査し、今後のハード、ソフト対策の基礎資料としていきたいと考えております。

つきましては、洪水浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の水害対策の実態を把握するため別添のアンケート調査を関係市町村経由で下記の調査対象となる要配慮者利用施設宛に依頼をさせていただきようお願いします。

## 記

## 1. 調査内容

過去概ね10年間（平成25年～令和5年）に水害対策として施設の移転や改築・改良を行った（行っている）要配慮者利用施設の水害対策の実態についてのアンケート調査となります。

なお、アンケート調査フォームによる自動集計のため、都道府県、市町村での集計報告は不要です。

アンケートの調査フォーム：<https://forms.office.com/r/4HTwSLW1Jg>

※調査フォームによる入力ができない場合、回答は不要です。

## 2. 調査対象

令和5年9月30日時点で洪水浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に定められている要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）毎に回答をいただく調査となります。

なお、過去に地域防災計画に定められていたが、浸水対策により施設を移転し、現在は地域防災計画に定められていない施設についても対象とするため、施設の移転状況を把握している場合は極力調査対象に加えていただく様をお願いします。

## 3. 回答期限

令和5年11月2日（木） 17時

## 4. 問い合わせ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 深町、古橋

電話：03-5253-8460（水防企画室直通）

fukamachi-t2hx@mlit.go.jp

furuhashi-t2g8@mlit.go.jp